

少年法改正案に対する緊急意見書 ご賛同のお願い
～子どもの人権擁護に関わる市民の皆様へ～

少年法「改正」に反対する弁護士有志の会・研究者有志

今、2012年9月に法制審に諮問された少年法「改正」案が大きな問題となっております。
少年法改正に反対する弁護士と研究者で結成した有志の会では、別紙緊急意見書への賛同を広く呼び掛けています。

★今回の改正案の問題点★

今回の改正案は、①非行少年が逆送されて刑事裁判を受けた場合の有期刑の上限を最大20年に引き上げるという内容と、②家庭裁判所で行われる少年審判について、検察官が関与できる事件の範囲を大幅に拡大することが盛り込まれています。

少年法は、非行を少年の育ちの過程での課題と捉えて、糾弾や刑罰によるのではなく、人間的な働きかけを通じて更生を目指しています。

それなのに、未成年の子どもたちが、自分の生きてきた人生よりも長い、20年間も刑務所に入れられれば、更生などと言うことが可能でしょうか。

糾弾と処罰を使命とする検察官が関与すれば、少年法の目的は達せられるのでしょうか。
このような改正が実行されれば、非行を犯した子どもたちの訴えに耳を貸すことがますます困難となり、社会から排除される仕組みを助長します。

今、非行少年への社会から向けられる視線はとて厳しく、冷たいものです。

しかし、彼らも社会の一員です。そして、非行に陥る子どもたちの背後には、多くの場合、家庭内でのマルトリートメント(不適切な養育)があるということを、弁護士は経験的に知っています。非行少年を断罪し、社会から放逐するだけでは、本当の解決にはなりません。

少年法の理念に反する、有期刑の引き上げ、検察官関与の拡大を阻止するために、ぜひ皆さまのご賛同をお願いします！

★皆さまへのお願い★

①添付の緊急意見書(呼びかけ人は作成時点です。今後、増えます)を是非お読み下さい！

②ご賛同いただける方は、以下の署名欄に必要事項を明記の上、FAXをお願いします。

メールでの御連絡の場合は、氏名、所属/肩書等、住所(市区町村まででOK)を記入のうえ、「少年法改正案に対する緊急意見書に賛同する」旨を明記していただければと思います。

*賛同いただいた方の氏名、所属/肩書等、市区町村は、リストにして公表することを考えています。所属/肩書等を明示することをご希望されない方は、無記入で結構です。

【連絡先】〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山 1-6-1 吉祥寺クラブ 407 平湯法律事務所

TEL : 0422-26-8200/FAX : 0422-26-8201/E-mail : shounenhouyuushinokai@gmail.com

賛同者氏名	所属/肩書等	住所	メールアドレス (なければFAX番号)

少年法「改正」に反対する弁護士有志の会 宛

(FAX 0422-26-8201 / E-mail : shounenhouyuushinokai@gmail.com)

私達は、①検察官関与制度拡大と②少年の有期刑引き上げを内容とする少年法改正に反対し、平成24年9月13日付「少年法改正案に対する緊急意見書」(少年法「改正」に反対する弁護士有志の会作成)に賛同いたします。

賛同者氏名	所属／肩書等	住所	メールアドレス (なければFAX 番号)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			